

## 【連絡票の記載例】

### 1(1) 未成年者が転居した場合

未成年者が独り暮らしをすることになり、令和○年○月○日に、○○県○○市○○町○丁目○番地○号○○○ハイツ○○号室に転居しました。賃料は、月額○万円です。

未成年者の住民票は、上記の所在地に変更しました。

未成年者の住民票とアパートの賃貸借契約書の写しを同封しました。

### 1(2) 未成年後見人が転居した場合

未成年後見人の住所と連絡先が変更になりました。新しい連絡先は、住所：○市○○町○丁目○番○号、日中の連絡先は、○○○-○○○○-○○○○です。住民票の写しを同封しました。

### 2 未成年者が死亡した場合

令和○年○月○日、未成年者が死亡しました。死亡診断書のコピーを同封します。

### 3 未成年後見人が死亡した場合

令和○年○月○日、未成年後見人が死亡しました。死亡診断書のコピーを同封します。私は、未成年後見人の兄の○○○○です。私への連絡は、住所：○市○○町○丁目○番○号、携帯電話番号：○○○-○○○○-○○○○までお願いします。後任の未成年後見人選任の申立てをする予定にしています。

### 4 後見事務報告書の提出が遅れる場合

○月○日までに後見事務の報告を求められましたが、株式の配当受領書等の資料を取り寄せているため、2週間ほど提出が遅れます。○月○日（延期希望日）までには提出いたします。

## 5 保険金を受領した場合

令和○年○月○日、未成年者が受取人となっている○○生命保険株式会社の死亡生命保険金1000万円を受領しました。保険金は、未成年者名義の○○銀行○○支店普通預金口座（口座番号○○○○○○○○）に入金されています。

保険金の支払通知書と入金先の預金通帳のコピーを同封しました。

## 6(1) 遺産分割をする場合

令和○年○月○日、未成年者の祖父が死亡し、遺産分割の必要が生じました。相続人は、未成年者とその姉の二人です。遺産は、同封した遺産目録のとおりです。

遺産は、不動産と預金のみです。不動産の固定資産税評価額は1000万円、預金残高は1000万円です。

これらの遺産のうち、未成年者が預金を、姉が不動産を、それぞれ相続したいと思います。未成年者の法定相続分2分の1は確保されておりますので、この内容で遺産分割を進めてもよろしいでしょうか。

遺産分割協議案と遺産目録と不動産の全部事項証明書と固定資産評価証明書、預金通帳のコピーを同封します。

## 6(2) 遺産分割のために特別代理人選任を申し立てる場合

後見人と未成年者とは兄弟ですが、令和○年○月○日、私の祖母が死亡したため、遺産分割を行うことになりました。相続人は、未成年者と私の2人です。後見人と未成年者が共同相続人なので、遺産分割をするための特別代理人の選任の申立てをする予定です。裁判所に、遺産分割協議書案、遺産目録、不動産の固定資産評価証明書、預貯金の残高証明書のコピーを提出します。この内容で、特別代理人選任の申立てをして遺産分割を進めてもよいでしょうか。

## 7 財産を処分する場合

※ 居住用不動産を処分する場合は、改めて申立てが必要になります。

未成年者の預貯金が少なくなってきましたので、所在地「〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号」の不動産の土地及び建物を売却したいと考えています。

不動産業者の見積書を同封します。見積書によれば、不動産は1500万円で売却できそうですが、建物は古すぎるので、売却する際には解体をしなければならぬとのことです。そのため、解体費が300万円かかります。さらに仲介料など100万円を引くと、未成年者の元には1100万円が残りそうです。

この条件は、他の不動産会社に確認しても、妥当な金額とのことです。この条件で売却してもよいでしょうか。

## 8 立替金を精算する場合

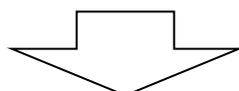
未成年者の車の購入代金として合計100万円を後見人である私が立て替えて支払っていましたが、今回、保険金が900万円支払われたので精算したいと考えております。

立替金の明細は同封した書面のとおりです。領収書のコピーも同封します。精算してもよいでしょうか。

## 9 高額商品を購入する場合

令和〇年〇月〇日，未成年者が転倒し，足を骨折しました。そのために車椅子が必要になったのですが，未成年者の場合は，レンタルの車椅子では身体に合わないので，購入しようと思っています。価格は50万円になります。

商品のパンフレットを同封します。この車椅子を購入してもよいでしょうか。



これに対し・・・

### 回答できない例

未成年者に車椅子を購入しようと思っています。いくらまでの車椅子なら購入してもよいでしょうか。

「9 高額商品を購入する場合」のように，後見人が何をしたいかのかについて，具体的に後見人としての意見を記載してください。「回答できない例」のように，どうすれば認められるかといった質問にはお答えできません。